

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

24

### 規則

- 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）…一
- 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…四
- 東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…五
- 東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…五
- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…六
- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…六
- 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…九

### 規則

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

#### ●東京都規則第七十九号

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第七条・第八条）」を「（第七条―第八条の二）」に改める。

第四条の四を第四条の七とし、第四条の三を第四条の六とし、第四条の二を第四条の五とし、第四条の次に次の三条を加える。

（衛生管理等）

第四条の二 条例第三十四条第三項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。（身体的拘束等の禁止）

第四条の三 条例第三十五条の二第三項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  
 (虐待の防止)

第四条の四 条例第四十条の二に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者十分に周知すること。
  - 二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
  - 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  
 第三章中第八条の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第八条の二 条例第七十条第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。
  - 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - 三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- 2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  
 第十一条の五を第十一条の六とし、第十一条の二から第十一条の四までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第十一条の二 条例第九十条第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感

染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。  
 2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  
 第三十四条中第五項を削り、第六項を第五項とする。  
 第四十五条第二項中「及び第五項」を削り、同条第三項中「第六項」を「第五項」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十号

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第三条・第四条)」を「(第三条―第四条の四)」に、「第八条」を「第八条の二」に改める。

第二章中第四条の次に次の三条を加える。

(衛生管理等)

第四条の二 条例第二十四条第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第四条の三 条例第二十五条第三項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  
（虐待の防止）

第四条の四 条例第二十九条の二に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  
第三章中第八条の次に次の一条を加える。

（衛生管理等）

第八条の二 条例第四十七条第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第十五条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第十六条第二項中「第五項まで及び第七項」を「第六項まで」に改める。

第二十四条第二項中「及び第六項」を削り、同条第三項中「第七項」を「第六項」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第八十一号

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則の一部を改正する規則

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中二を削り、ホを二とする。

第四条第一項中「除く。」及び「二」を「除く。」に改め、同条第二項中「ホ並びに」を「ニ並びに」に改める。

本則に次の三条を加える。

（衛生管理等）

第八条 条例第四十七条第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第九条 条例第五十条第三項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  
（虐待の防止）

第十条 条例第五十六条の二に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  
附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十二号

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中二を削り、ホをニとする。

第四条第一項中「除く。」及び「二」を「除く。」に改め、同条第二項中「ホ並びに」を「ニ並びに」に改める。

本則に次の三条を加える。

（衛生管理等）

第十条 条例第三十六条第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第十一条 条例第三十八条第三項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  
（虐待の防止）

第十二条 条例第四十二条の二に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第八十三号

東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の二条を加える。

（衛生管理等）

第六条 条例第十四条第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知すること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

（虐待の防止）

第七条 条例第十七条の二に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知すること。

二 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

三 前二号に掲げる措置を適切に講じるための担当者を置くこと。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第八十四号

東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第五十号）の一部を次のように改正する。

本則に次の二条を加える。

（衛生管理等）

第五条 条例第十二条第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知すること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

（虐待の防止）

第六条 条例第十五条の二に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、そ

- の結果について、職員に十分に周知すること。
- 二 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十五号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を

改正する規則

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（衛生管理等）

第二条の二 条例第十二条第三項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知すること。
  - 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - 三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
  - 2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができるものとする。
- 第五条の次に次の一条を加える。

（障害児入所施設等における非常災害対策）

第五条の二 条例第二十条の二第二項に規定する避難訓練及び消火訓練は毎月一回、同項に規定する救出訓練その他必要な訓練は定期的実施しなければならない。

第二十三条第一号中「四・三」を「四」に改め、同条第三号中「乳幼児」を「児童」に改め、「、少年おおむね五人につき一人以上」を削る。

第二十六条第一号中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に、「すること」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第二号中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に改める。

附則第十項中「言語聴覚士及び」を「言語聴覚士、」に、「同じ。」及び「を」を「同じ。」に改める。

附則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第二十三条第一号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、この規則による改正後の東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第二十三条第一号の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則第二十三条第三号に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新規則第二十三条第三号の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に存する旧規則第二十六条第一号に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新規則第二十六条第一号の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同号中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは「すること」とする。

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規

則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十六号

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「機能訓練担当職員が」を「機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第十八条において「機能訓練担当職員等」という。）が」に、「当該機能訓練担当職員」を「当該機能訓練担当職員等」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第四項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第五項中「第一項第一号イ又はロ」を「第二項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号イ又はロ」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者の数」を「又は保育士の合計数」に改める。

第四条第二項中「条例第六条第二項に規定する機能訓練担当職員については」を「機能訓練担当職員等を置いた場合は」に、「当該機能訓練担当職員」を「当該機能訓練担当職員等」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

三 看護職員 医療的ケアを行うために必要な数  
第四条に次の一項を加える。

6 第二項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第八条の五中「及び第八条」を「から第八条の四まで」に改め、同条を第八条の八とし、第八条の二から第八条の四までを三条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の三条を加える。

(衛生管理等)

第八条の二 条例第三十九条第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  
三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  
（身体的拘束等の禁止）  
第八条の三 条例第四十二条第三項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  
三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  
（虐待の防止）  
第八条の四 条例第四十三条第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。  
三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  
第九条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項を削る。

第十七条中「第八条」の下に「から第八条の四まで」を加える。

第十八条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「条例第七十一条第二項に規定する機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員等」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第四項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第五項中「第一項第一号イ又はロ」を「第二項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号イ又はロ」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者の数」を「又は保育士の合計数」に改める。

第十九条の二中「第十八条の二から第十八条の四まで」を「第八条の二から第八条の七まで」に改める。

第二十条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条の二第二項中「昭和二十二年法律第二十六号」の下に「第一条」を加え、「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に、「卒業した者」を「卒業し、若しくは大学院（同法第九十七条の規定による大学院をいう。）において、心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修了した者」に改める。

第二十三条第一項中「第二十一条の二第二項」を「第二十一条の二第三項」に改め、「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」との下に、「第二十一条の二第三項中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第三条に規定する指定児童発達支援の基準を満たし、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項の規定による指定を受けている指定児童発達支援事業者（以下「旧指定児童発達支援事業者」という。）

については、この規則による改正後の東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第三条第一項及び第四項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 旧指定児童発達支援事業者に対する新規則第三条第二項の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者」と、同条第五項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

4 旧指定児童発達支援事業者については、新規則第四条第六項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際、現に旧規則第九条に規定する基準該当児童発達支援の基準を満たし、法第二十一条の五の四第一項の規定による指定を受けている基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新規則第九条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

6 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧規則第九条第二項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

7 この規則の施行の際、現に旧規則第十八条に規定する指定放課後等デイサービスの基準を満たし、法第二十一条の五の三第一項の規定による指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者（以下「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新規則第十八条第一項及び第四項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

8 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新規則第十八条第二項の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

9 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新規則第十八条第五項の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。



10 この規則の施行の際、現に旧規則第二十条に規定する基準該当児童発達支援の基準を満たし、法第二十一条の五の四第一項の規定による指定を受けている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新規則第二十条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

11 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧規則第二十条第二項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十七号

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則の一部を改正する規則

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号イ(1)中「四・三」を「四」に、「おおむね当該」を「当該」に改め、同号イ(2)中「である乳児又は幼児（次条第三号及び第八条第一項第二号において「乳幼児」という。）及び「及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数」を削り、「おおむね当該合計数」を「当該数」に改める。

第四条第一項第三号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（第八条第一項第二号において「乳幼児」という。）」に改める。

第七条の次に次の三条を加える。

(衛生管理等)

第七条の二 条例第三十六条第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を

定期的を開催するとともに、その結果について、従業者十分に周知すること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 従業者に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第七条の三 条例第三十九条第三項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その効果について、従業者に十分に周知すること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  
(虐待等の禁止)

第七条の四 条例第四十条第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に講じるための担当者を置くこと。

2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  
第十号中「及び第七条」を「から第七条の四まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に指定を受けているこの規則による改正前の東京都指定障

害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）第三条第一項第三号イ(1)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、改正後の東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第三条第一項第三号イ(1)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に指定を受けている旧規則第三条第一項第三号イ(2)に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新規則第三条第一項第三号イ(2)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

